

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年6月28日
照会部署名 茨城事務センター 管理・厚年適用G
照会担当者 (グループ長) 大塚 正之
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 瀬谷

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—018

本部受付番号 No. 2010—739

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

役員の資格喪失年月日について

(内容)

被保険者である取締役が病気療養を理由に、取締役会において平成21年8月21日から役員報酬を支給しないとすることを決定した。

病気療養後は再び実務に服する予定のため、被保険者資格は存続させることにした。しかし4ヶ月経過後に実務に服する見込みがなくなったため、取締役会において平成22年12月20日に取締役を退任することを決定した。

この場合、資格喪失年月日は役員報酬がなくなった日、または取締役を退任した日の翌日のいずれかになるのかご教示ください。

<対応案①>

役員(取締役)の場合、健康保険の適用については法人から労務の対象として報酬を受けている者は、その法人に使用されているものとして被保険者の資格を取得することになる。(昭和24年7月28日保発第74号)

この内容から、被保険者資格を取得した役員は、法人から労務の対象として

報酬を受けていなければ、その法人に使用されないものとして被保険者の資格を喪失することになると解釈できる。したがって資格喪失年月日は、役員報酬がなくなった平成21年8月21日となる。

＜対応案②＞

資格喪失を必要としないものと認められる病気休職の場合は、賃金の支払停止は一時的なものであり、いずれ再び実務に服することが予定されていれば、被保険者資格を存続させる。(昭和26年3月9日保文発第619号)

この内容から、役員の場合も同様の取り扱いができると解釈し、病気休職の場合は、役員報酬の支払停止は一時的なものであり、いずれ再び実務に服する予定であれば、被保険者資格を存続させる。しかし実務に服する見込みがなくなったため、取締役の退任とあわせて被保険者資格を喪失することになる。したがって資格喪失年月日は、取締役の退任日翌日の平成21年12月21日となる。

(ブロック本部回答)

疑義照会N○. 2010-214の例にあるとおり、役員報酬が無報酬となつた場合は無報酬となつた時点から資格喪失するものと考えられています。

一方、「労働協約又は就業規則等により雇用関係は存続するが、会社から賃金の支給を停止されたような場合には、個々の具体的な事情を勘案検討の上、(中略)資格喪失を必要としないものと認められる病気休暇の場合は、賃金の支払い停止は一時的なものであり、使用関係は存続するものとみとめられる」(昭和26年3月9日保文発第619号) ものです。

本件では、病気療養を理由に、一時的に無報酬としたものであり、病気療養後は再び実務に服する予定であったことから、取締役会において役員報酬を支給しないと決定したとしてもこれをもって雇用関係が終了したとは判断できず、平成21年8月21日に資格喪失するとはいえません。

取締役会において取締役を退任した平成21年12月20日に雇用関係が終了したと判断し、資格喪失日をその翌日、平成21年12月21日とするのが妥当であると思料します。

しかしながら、本件に相当する疑義照会がみとめられず、疑義照会に先立ち本部厚生年金保険部適用企画指導Gに電話問い合わせしており、その際に疑義照会であげる事を提示されたものであるため、本部への疑義照会をお願いします。

回答日 平成22年7月7日
回答部署名 北関東・信越ブロック本部適用・徴収支援部
厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（厚生年金適用支援グループ長）
吉沢 契佐紀
連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の場合は、ブロック本部の見解とおり、役員であっても昭和26年3月9日保文発第619号に基づき個々の使用関係等に応じて判断されたい。

取締役会の議事録等により、病気療養を理由に一時的に無報酬としたものであること、病気療養後は再び実務に服する予定であることなど使用関係が存続すると確認できるのであれば、無報酬とされたことをもって資格喪失させる必要はないと考えるのが妥当である。

なお、疑義照会No. 2010-214については、今回のご照会のような病気療養によって無報酬となることを想定した回答ではない。

回答日 平成22年8月6日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----